

○大府市耐震シェルター整備費補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、市内に存する木造住宅に耐震シェルターを整備する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、地震による当該住宅の倒壊から居住者の生命を守ることを目的とする。

2 補助金の交付については、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「耐震シェルター」とは、地震発生時に居住している住宅の倒壊から生命を守るための装置であり、住宅の一部に耐震性の高い空間を確保するもので市長の認めるものをいう。

(補助対象建築物)

第3条 大府市耐震シェルター整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる建築物（以下「対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 大府市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（以下「改修要綱」という。）第2条第1号に規定する旧基準木造住宅であること。
- (2) 改修要綱第2条第2号に規定する診断結果の判定値が0.4以下であること。
- (3) 65歳以上の者又は改修要綱第2条第6号アからエに該当する者（以下「障がい者」という。）が居住していること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者であること。
- (2) 対象住宅の所有者又は居住者（現にその建物に居住する者で所有者の同意を得られるものに限る。）であること。
- (3) 市税を滞納していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 改修要綱第7条に基づく耐震改修工事の補助金の交付決定を受けていない者であること。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象住宅に整備する耐震シェルターの購入、運搬及び設置（設置に伴う床下工事等の附帯工事を含む。）に要する費用とする。

(補助の制限)

第6条 補助の対象となる耐震シェルターの基数は、対象住宅1戸当たり1基とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てて得た額とする。

2 前項の補助金の額は、30万円を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、30万

円とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震シェルターを整備する前に、大府市耐震シェルター整備費補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 木造住宅耐震診断結果報告書の写し
- (2) 耐震シェルター整備費見積書の写し
- (3) 案内図
- (4) 平面図（耐震シェルターの設計図を含む。）
- (5) 整備予定場所の写真
- (6) 障がい者の居住する世帯については、障害者手帳その他の障がいの程度を証する書類の写し
- (7) 申請者と対象住宅の所有者が異なる場合、耐震シェルターを整備することについて、住宅所有者が承諾していることを確認できる書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 申請書は、申請する年度の12月28日まで（大府市の休日を定める条例（平成元年大府市条例第31号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）に提出しなければならない。

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に大府市耐震シェルター整備費補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を通知する場合において、必要がある場合は当該補助金の交付について条件を付することができる。

(補助事業の変更)

第10条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、補助金の交付決定を受けた後に次の各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合は、あらかじめ、大府市耐震シェルター整備費補助金変更交付申請書（第3号様式。以下「変更交付申請書」という。）に次項に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付決定の対象となった耐震シェルター設置箇所又は仕様の変更（軽微なものは除く。）
- (2) 交付決定を受けた補助金の額の変更

2 前項の書類は、次のとおりとする。

- (1) 変更内容を表した書類
- (2) 変更後の耐震シェルター整備費見積書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 前条の規定は、変更交付申請書を受理した場合に準用する。

(補助事業の中止)

第11条 補助決定者は、補助金の交付決定後において、補助事業を中止しようとする場合は、

補助金の交付決定があった日の属する年度の1月31日まで（休日を除く。）に、大府市耐震シェルター整備費補助事業における事業の中止届出書（第4号様式）を、市長に提出しなければならない。

（完了実績報告等）

第12条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月28日のいずれか早い日まで（休日を除く。）に、大府市耐震シェルター整備費補助事業完了実績報告書（第5号様式。以下「完了実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震シェルターの整備に係る契約書の写し
- (2) 耐震シェルターの整備に係る領収書の写し（施工業者が発行したものに限る。）
- (3) 耐震シェルターの設置の着手前、施行状況及び完了後の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、完了実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、大府市耐震シェルター整備費補助事業における審査結果通知書（第6号様式。以下「審査結果通知」という。）により補助決定者に通知するものとする。

（完了検査）

第13条 市長は、完了実績報告書の提出があったときは、補助事業の完了の検査（以下「完了検査」という。）をすることができる。

（不備事項の改善）

第14条 市長は、完了実績報告書及び添付資料又は完了検査により補助事業に不備が判明したときは、不備事項の改善を行う期限（以下「不備事項改善期限」という。）を定めたうえで、大府市耐震シェルター整備費補助事業における検査結果不備事項通知書（第7号様式。以下「不備事項通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

- 2 申請者は、不備事項通知書を受け取ったときは、不備事項改善期限までに不備事項を改善し、市長にその旨を報告しなければならない。
- 3 市長は、前項の報告があった場合は、当該報告又は改善の検査により、改善の内容を審査し、適当と認めたときは、審査結果通知書により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第15条 補助決定者は、審査結果通知を受け取った日から起算して10日以内に請求書（第8号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の請求書に基づき、補助決定者に対し補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第16条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、補助金の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第12条第1項に定める期日までに、完了実績報告書が提出されなかったとき。
- (4) 不備事項通知書による通知をした場合において、不備事項改善期限までに、不備事項の改善の報告がされないとき又は改善の内容が適当でないとき。

(5) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

(書類の保管)

第17条 補助決定者は、補助事業に関する書類を整理し、当該補助事業の完了後5年間保管するものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。